

株主各位

証券コード 3688  
(発送日) 2025年3月14日  
(電子提供措置の開始日) 2025年3月7日

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
株式会社 CARTA HOLDINGS  
代表取締役 社長執行役員兼CEO 宇佐美 進典

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第26回定時株主総会」の株主総会資料として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/stock/>)



電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



また、株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信を実施させていただきます（詳細は5頁に記載）。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）で議決権行使される場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月28日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等で議決権を行使される場合]

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」(4頁)をご参照のうえ、2025年3月28日(金曜日)午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月29日(土曜日)午前10時(開場時刻 午前9時20分)

2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

虎ノ門ヒルズステーションタワー36階 当社会議室

3. 目的項目

報告事項

1. 第26期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてお送りしております。

書面交付請求された株主様へお送りしている書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては記載しておりません。したがって、当該書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部です。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月29日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時20分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月28日（金曜日）  
午後6時30分到着分まで



### インターネット等で議決 権行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月28日（金曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

#### 第2号・第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

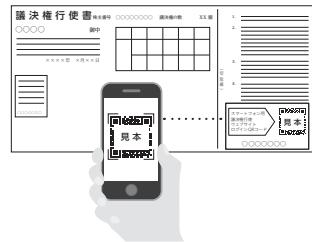
- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使と  
してお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

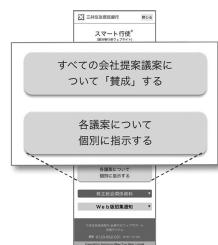
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

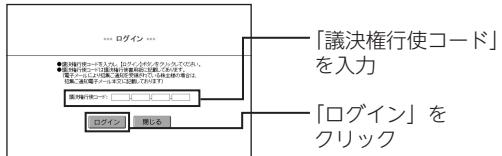
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

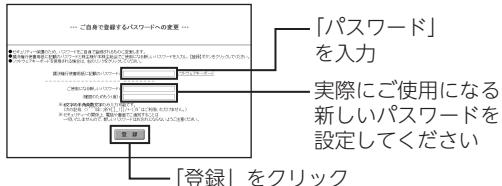
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会オンライン参加・事前質問の方法について

本株主総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ただし、本株主総会当日に議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権行使をお願いいたします。

また、オンラインで参加される株主様は、会社法上の出席株主に認められる質問（同法第314条）を行うことや動議を提出すること（同法第304条等）はできませんので、あらかじめご了承ください。

上記をご了承いただき、オンライン参加をご希望の株主様は、以下ご確認のうえご利用ください。

## 1. オンラインでの参加方法

下記ログインページよりパスコードをご入力ください。

ログインページ : <https://cartahd.zoom.us/j/96667928493>  
<パスコード> Carta0329



## 2. 事前質問受付について

下記お問い合わせページより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認のうえ、フォームよりご送信ください。

＜お問い合わせページ＞ <https://cartaholdings.co.jp/contact/>  
＜事前質問の受付期間＞ 2025年3月14日（金曜日）～2025年3月21日（金曜日）18時00分

※お問い合わせのタイトルは「株主総会事前質問」としてご質問をお願いします。

※株主総会に関連しないご質問や受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

## 3. 注意事項

- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねます。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。
- ・上記1記載のログインページのURL及びパスコードを第三者に共有すること、ライブ配信された本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任の取締役1名を含む取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	宇佐美 進典 (1972年10月12日) 【再任・男性】	1996年4月 トーマツコンサルティング(㈱)（現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社）入社 1999年10月 (㈱)アクシブドットコム（現 当社）設立取締役 2002年9月 (㈱)アクシブドットコム（現 当社）代表取締役社長兼CEO 2005年12月 (㈱)サイバーエージェント 取締役 2019年1月 当社 代表取締役会長 2021年9月 (㈱)アイスタイル 取締役（現任） 2022年3月 当社 代表取締役会長兼CEO 2023年1月 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事（現任） 2024年1月 当社 代表取締役 社長執行役員 2025年1月 当社 代表取締役 社長執行役員兼CEO（現任）  (重要な兼職) 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事	1,969,154株

**【取締役候補とした理由】**  
1999年に当社を設立し2002年から当社の代表取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2	なが　おか　ひで　のり 永岡英則 (1972年8月11日)  【再任・男性】	1996年4月 (株)コーポレイトディレクション 入社 2000年5月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 入社 2000年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 取締役CFO 2024年1月 当社 取締役 執行役員CFO (現任) 2024年3月 ピジョン(株) 社外取締役 (現任) 2024年12月 メドピア(株) 社外取締役 (現任)	372,084株
【取締役候補者とした理由】			
2000年に入社、同年から取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。これまで2014年の当社の株式上場をはじめ、経営統合や資本政策、経営管理等に強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	かじ　わら　り　か 梶原理加 (1979年12月9日)  【新任・女性】	2003年12月 (株)サイバー・コミュニケーションズ (現当社) 入社 2023年1月 当社 執行役員 グループコミュニケーション本部 本部長 (現任) 2025年1月 当社 サステナビリティ推進室長 (現任) 2025年1月 当社 サステナビリティ委員会委員長 (現任)	4,200株
【取締役候補者とした理由】			
2003年に(株)サイバー・コミュニケーションズに入社後、2023年より当社の執行役員及びグループコミュニケーション本部 本部長に就任するとともに、D&I推進委員会やサステナビリティ委員会の活動を通じてサステナビリティ経営の推進に貢献してまいりました。当社の企業価値向上及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、新たに取締役候補者といたしました。			

※梶原理加氏の戸籍上の氏名は小椋理加であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
4	いし わたり まきこ 石渡 万希子 (1972年5月21日) 【再任・社外・女性】	<p>1995年4月 UBS証券(株) 入社            1998年9月 エル・ピー・エル日本証券(株) (現 PWM            日本証券(株)) 入社            2004年4月 ハートフォード生命保険(株) 入社            2007年4月 フィデリティ投信(株) 入社            2009年9月 (株)B4F 営業統括責任者、Co-Founder            2015年4月 Farfetch Japan(株) 代表取締役            2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte.            Ltd. Founder, Managing Director            2021年3月 当社 社外取締役 (現任)            2022年1月 Natural Leadership Coaching (Ignite            Coaching and Consulting Pte. Ltd.より            事業承継) Owner/Principal (現任)            2023年3月 (株)Sun Asterisk 社外取締役 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】            金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。</p>	一株

※石渡万希子氏の戸籍上の氏名は村瀬万希子であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
5	渡辺尚 (1964年12月11日) 【再任・社外・男性】	1989年4月 (株)テンポラリーセンター (現 (株)パソナ) 入社 1989年10月 (株)メディカルパワー (現 (株)パソナ) 出向 1993年12月 (株)人材交流システム機構 (現 (株)パソナキャリア) 出向 1997年4月 (株)パソナキャリアアセット (現 (株)パソナキャリア) 代表取締役社長 2010年3月 (株)パソナ 取締役副社長、 パソナキャリアカンパニー プレジデント 2010年8月 (株)パソナグループ 取締役 2018年8月 同社 副社長執行役員 2021年12月 (株)フリーダムワン 代表取締役社長 (現任) 2022年3月 (株)CLホールディングス 社外取締役 (現任) 2022年3月 当社 社外取締役 (現任) 2024年5月 (株)クリーク・アンド・リバー社 社外取締役 (現任)  (重要な兼職) (株)フリーダムワン 代表取締役社長 (株)CLホールディングス 社外取締役 (株)クリーク・アンド・リバー社 社外取締役	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 人材関連事業を中心とした企業経営やM&A、投資等に精通しており、当社の組織人材戦略をはじめ、採用、教育、研修等を含めた幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">         きた はら ただし  <b>北 原 整</b>          (1968年7月15日)          【再任・男性】       </p>	<p>1991年4月 (株)電通 入社 東京本社 雑誌局        1997年5月 同社 営業局 営業部        2010年12月 同社 営業局 営業部長        2017年1月 同社 営業局 局長補        2019年1月 同社 ビジネスプロデュース局長        2022年1月 同社 執行役員 (現任)        2022年1月 楽天データマーケティング(株) 取締役 (現任)        2022年1月 (株)電通デジタル 代表取締役        2023年1月 同社 取締役 (現任)        2023年3月 当社 取締役 (現任)        2023年6月 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 理事 (現任)        2024年1月 (株)電通プロモーションプラス 取締役        2024年3月 (株)セプテニ・ホールディングス 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職)        (株)電通 執行役員        楽天データマーケティング(株) 取締役        (株)電通デジタル 取締役        (株)セプテニ・ホールディングス 取締役</p>	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>1991年に(株)電通に入社後、2022年より同社の執行役員に就任、2023年よりストラテジー担当執行役員を務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。営業・企画に関する幅広い経験、知識に基づいた有用な提言等をいただくとともに、電通グループとの協業推進にも貢献いただきました。</p>			

- (注) 1. 当社は、石渡万希子氏との間で、D&I推進支援に係るコンサルティング契約を締結しております。また、当社は、渡辺尚氏が代表取締役社長を務める(株)フリーダムワンとの間で、人材育成に係るコンサルティング契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石渡万希子氏及び渡辺尚氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石渡万希子氏、渡辺尚氏及び北原整氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、石渡万希子氏及び渡辺尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社と石渡万希子氏及び当社と渡辺尚氏との間で締結された上記（注）1. 記載の契約の内容は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏の独立性は担保されていると判断しております。
6. 北原整氏は、過去10年以内において、当社親会社である(株)電通グループの子会社である(株)電通の業務執行者であります。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職状況」欄に記載のとおりであります。
7. 宇佐美進典氏の所有する当社株式数は、合同会社533における持分を含めた実質持株数を記載しております。

#### 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者の氏名	性別	取締役候補者が有する主な専門性・経験等						
		企業 経営	ファイナンス	M&A・ 投資	組織・ 人材	ガバナンス・ リスクマネジメント	広告・ マーケティング	デジタル・ テクノロジー
宇佐美 進典	男性	●		●	●		●	●
永岡 英則	男性	●	●	●		●		
梶原理加	女性	●			●		●	●
石渡 万希子	女性	●			●		●	
渡辺 尚	男性	●		●	●			
北原 整	男性	●			●	●	●	●

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役茂田井純一氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
さわだしづか (1971年2月11日) 【新任・社外・女性】	<p>1997年10月 朝日監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>2004年1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長（現任）</p> <p>2006年7月 (株)サンブリッジ 監査役</p> <p>2011年7月 税理士登録</p> <p>2012年3月 (株)クロス・マーケティング（現 株式会社クロス・マーケティンググループ）監査役</p> <p>2012年12月 (株)みんなのウェディング 監査役</p> <p>2016年6月 (株)ウィルグループ 社外監査役（現任）</p> <p>2017年6月 (株)ネットジョンザイバンク（現 フォースタートアップス株）監査役</p> <p>2022年2月 (株)オプロ 社外監査役（現任）</p> <p>2023年3月 (株)TSIホールディングス 社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職） (株)ウィルグループ 社外監査役</p>	一株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知識及び上場会社を含む複数の企業における社外監査役の経験を有しております、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 澤田静華氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤田静華氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、澤田静華氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 澤田静華氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### **第3号議案 監査役の報酬額改定の件**

当社の監査役の報酬額は、2009年8月31日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内とご承認をいただき、今日に至っております。

この度、その後の当社事業規模の拡大、経済情勢や経営環境の変化など諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額30百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名であり、第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査役の員数は引き続き3名となります。

以上

# 事 業 報 告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属する事業環境としまして、広告業界全体はコロナ禍を抜け回復基調にあり、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展が業界の変革を加速させております。インターネット広告業界は引き続き堅調な成長を見せており、運用型広告の分野ではAIやデータ活用の高度化によってさらなる進化が進んでおります。一方で、個人情報保護に関する規制強化の影響により、cookieに依存しない広告運用への対応として、プライバシーを尊重しつつ、広告効果を維持・向上させるための新しい技術の開発やデータ戦略の構築が求められております。

こうした環境のもと、当連結会計年度において当社グループは、2023年2月に発表した「新中期経営方針」に基づき、既存事業の構造改革に取り組み、成長領域への投資に取り組んでまいりました。

マス広告領域におけるDX推進への取り組みの一環として、運用型テレビCMサービスを提供する(株)テレシーへの投資を進める一方で、デジタルマーケティング領域ではプライバシー保護の意識が高まる中で、cookieに依存しない広告技術やデータ活用にいち早く対応するべく、当社のデジタルマーケティング事業が提供する自社プロダクトの進化とともに、(株)CARTA COMMUNICATIONS、(株)CARTA MARKETING FIRM及び(株)DataCurrentでは新しいソリューションを市場に提供してまいりました。特に、cookieを使用しないターゲティング技術や、1st Party Dataや共通ID等の活用サポートは、多くの顧客企業から高い評価をいただいております。顧客企業の進化を支援するだけではなく、業界全体の進化に貢献する一歩を踏み出すことができた一年であったと考えております。

また、生成AIの活用推進にも積極的に取り組み、Generative AI Labを社内に立ち上げ、様々な領域でPOC（概念実証）に取り組むだけではなく、実際の業務プロセスのなかに組み込むことで生産性向上も実現しつつあります。

加えて、社員一人ひとりが新たな挑戦に取り組む姿勢を持ち続けたことも、当社の成長を支える原動力となっております。「期待を超える『進化』」をテーマに掲げ、社内外での研修や学びの機会を拡充し、成長する企業文化の形成に、取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は24,275百万円(前期比0.7%増)、前連結会計年度に実施した固定費を中心としたコスト削減の効果により販売費及び一般管理費が減少したため営業利益は2,139百万円(同64.4%増)、経常利益は2,384百万円(同32.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,688百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,360百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

#### デジタルマーケティング事業

広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等を行っております。

直販取扱高の増加及び電通グループとの新規協業取扱高が増加している一方で、代理店取引における予約型広告の取扱高が低調に推移したため売上高は16,331百万円(前期比3.7%減)、前連結会計年度に実施した固定費を中心としたコスト削減の効果により販売費及び一般管理費が減少したため、セグメント利益は1,705百万円(同90.9%増)となりました。

#### インターネット関連サービス事業

メディア・ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営を行っております。

売上高は8,035百万円(前期比11.8%増)、セグメント利益は433百万円(同6.3%増)となりました。

<事業別売上高>

事 業 区 分	第25期 (2023年12月期)		第26期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
デジタルマーケティング事業	百万円 16,961	% 70.3	百万円 16,331	% 67.2	百万円 △630	% △3.7
インターネット関連サービス事業	7,184	29.8	8,035	33.1	850	11.8
セグメント間の内部売上高 及 び 振 替 高	△34	△0.1	△91	△0.3	△57	165.0
合 計	24,111	100.0	24,275	100.0	163	0.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,980百万円で、主要なものは当社の本社移転に伴う建物及び工具、器具及び備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	25,821	25,940	24,111	24,275
経常利益 (百万円)	5,614	3,036	1,798	2,384
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	3,104	3,035	△2,360	1,688
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	122.68	119.20	△93.81	66.79
総資産 (百万円)	55,376	50,440	49,863	48,344
純資産 (百万円)	27,757	27,471	23,833	24,492
1株当たり純資産額 (円)	1,070.34	1,080.42	935.06	955.64

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (当事業年度) (2024年12月期)
営業収益 (百万円)	3,167	9,116	6,238	5,399
経常利益 (百万円)	2,075	4,167	2,098	982
当期純利益 (百万円)	2,134	6,992	168	1,242
1株当たり当期純利益 (円)	84.37	274.55	6.67	49.17
総資産 (百万円)	25,859	26,497	27,369	25,667
純資産 (百万円)	14,935	20,590	19,391	19,456
1株当たり純資産額 (円)	577.71	815.23	767.80	768.52

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
(株)電通グループ	74,609百万円	53.17%	役員の兼任

(注) 当社は、(株)電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

#### 業務提携の内容

当社と(株)電通グループは、以下の事項に関する提携・協力の可能性について協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

- ① デジタル広告領域全体（ブランド広告及びパフォーマンス広告）におけるプラットフォームの強化及び連携の推進による収益性の向上
- ② オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進
- ③ 広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優位性の構築
- ④ 広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進
- ⑤ 事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大
- ⑥ 電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求
- ⑦ ①乃至⑥に定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、両社間で別途合意するもの

#### ② 親会社との取引に関する事項

##### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、業務内容を勘案し、当事者間契約により合理的に決定しております。

##### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

##### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

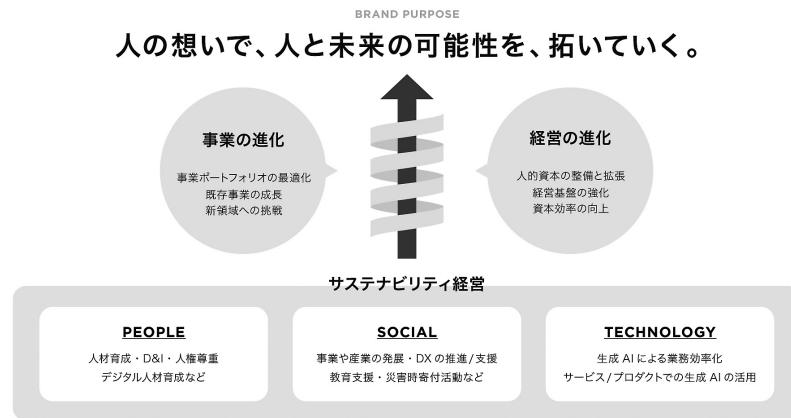
### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容
(株)CARTA COMMUNICATIONS	98百万円	メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
(株)CARTA MARKETING FIRM	20百万円	マーケティング支援事業 / アドプラットフォーム事業
(株)fluct	25百万円	SSP「fluct」の運営
(株)DIGITALIO	99百万円	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営
(株)ヨミテ	4百万円	D2C事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計22社であり、持分法適用関連会社は7社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社では、2023年2月13日に公表した中期経営方針の通り、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、パーソナルである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。



翌連結会計年度（2025年12月期）の事業環境の見通しとしては、インターネット広告業界の堅調な成長が続くものと見込んでおります。このような環境の中、翌連結会計年度は中期経営方針の最終年度でもあり、さらに進化する企業を目指しその実現に向けて、以下の3つの柱を掲げてまいります。

##### ①デジタルマーケティング事業における「グループ再編」

デジタル広告における革新を推進し、クライアントサービスの拡充と質向上を目指して、デジタルマーケティング事業内におけるグループ再編（株）CARTA COMMUNICATIONS、（株）CARTA MARKETING FIRM、（株）Barrizの統合）を進めてまいります。従来の広告配信プラットフォームの枠を超えて、エコシステム全体を活性化する新たな価値創造を目指しております。これには、データの透明性を高める技術基盤の整備や、持続可能な広告エコシステムの構築が含まれております。

##### ②「人材」と「生成AI」への投資を加速

技術革新が進む中であっても、私たちの競争優位性の源泉は「人材」にあると考えております。一方で「生成AI」の進展を踏まえ、これらを最大限活用しつつ、人間の創造力や洞察力を生かす環境をさらに強化していきます。特に、業務効率化やデータ活用において、人と技術が補完し合う体制を整備してまいります。

③「サステナビリティ経営」の推進を強化

持続可能性（サステナビリティ）への取り組みを、経営戦略の中核に据え、環境に配慮した広告運用や、社会的インパクトを創出するプロジェクトを推進してまいります。また、従業員や顧客企業とともに、広告業界全体の未来を見据えた持続可能な取り組みを行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)**

事 業 区 分	事 業 内 容
デジタルマーケティング事業	広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等
インターネット関連サービス事業	メディア・ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営

**(6) 主要な事業所等 (2024年12月31日現在)**

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

(株)CARTA COMMUNICATIONS	東京都港区
(株)CARTA MARKETING FIRM	東京都港区
(株)fluct	東京都港区
(株)DIGITALIO	東京都港区
(株)ヨミテ	東京都港区

## (7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
デジタルマーケティング事業	931名	△100名
インターネット関連サービス事業	194名	17名
全 社 (共 通)	117名	△85名
合 計	1,242名	△168名

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含めております。  
 2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。  
 3. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。  
 4. 使用人数が減少した主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
117名	△85名	41.8歳	10.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。  
 2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。  
 3. 平均勤続年数は、当社への出向者等については、出向元会社での勤続年数を通算しております。  
 4. 使用人数が減少した主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,300,971株 |
| ③ 株主数      | 21,512名     |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)電通グループ	13,441,506	53.13%
宇佐美 進 典	1,869,154	7.39%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	907,200	3.59%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKAIAIF CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	535,000	2.11%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15. 315 PCT	510,000	2.02%
CARTA HOLDINGS社員持株会	498,324	1.97%
石 橋 拓 朗	480,000	1.90%
永 井 詳 二	432,400	1.71%
永 岡 英 則	372,084	1.47%
伊 集 院 敏	270,000	1.07%

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（25株）を控除して算出しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告28頁「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### ② その他新株予約権等の状況

(2024年12月31日現在)

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
発 行 決 議 日	2024年4月26日	2024年4月26日
新 株 予 約 権 の 総 数	210個	760個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	21,000株	76,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 (新 株 予 約 権 1 個 あ た り)	無償	無償
新 株 予 約 権 の 払 込 期 日	—	—
権利行使時 1 株当たりの行使金額	1,692円	1,692円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2026年4月27日から 2029年4月26日まで	2026年4月27日から 2034年4月26日まで
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 846円 資本準備金 846円	資本金 846円 資本準備金 846円
割 当 当 先	当社の取締役	当社の従業員

#### (別記) 新株予約権の行使条件

- 対象者が、権利行使時においても当社及び当社関係者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
- 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	宇佐美 進 典	一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事
取締役 副社長執行役員	新 澤 明 男	
取締役 執行役員CFO	永 岡 英 則	
取 締 役	齋 藤 太 郎	(株)dof 代表取締役社長
取 締 役	石 渡 万希子	
取 締 役	渡 辺 尚	(株)フリーダムワン 代表取締役社長 (株)CLホールディングス 社外取締役 (株)クリーク・アンド・リバー社 社外取締役
取 締 役	北 原 整	(株)電通 執行役員 楽天データマーケティング(株) 取締役 (株)電通デジタル 取締役 (株)セプテニ・ホールディングス 取締役
常勤監査役	野 口 誉 成	
監 査 役	茂田井 純 一	(株)アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	波多野 日出夫	(株)電通グループ グループ・マネジメント 兼 グローバル内部監査責任者 (株)セプテニ・ホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役齋藤太郎氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、並びに子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社が保険料を全額負担する条件で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### 1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を、コーポレートガバナンスにおける重要事項として位置付け、以下の方針に則り、報酬制度および報酬内容を決定する。

- (1) 経営理念の実現を促すものであること
- (2) 優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること
- (3) 当社の中長期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期的な成長を強く動機づけるものであること
- (4) 短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
- (5) 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

## 2. 報酬構成

取締役の報酬等は、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等（現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権）により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## 3. 取締役の報酬等の決定体制

当社は取締役の指名および報酬等に係る手続きの公正性、透明性および客觀性の強化等を目的に、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会を設置している。取締役の報酬制度および個人別の報酬額については当該指名報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会にて決定するものとする。

## 4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 5. 業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業務執行の成果に対する意識を高めるため、取締役会で決定する業績指標を反映した現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権とする。

現金報酬は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標の値は中期経営計画等と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

株式報酬としての募集新株予約権は、経営上の必要に応じて、当社の取締役会（法令により求められる場合は当社の株主総会）にて、当該募集新株予約権の発行、およびその内容（新株予約権の数、新株予約権と引換えに払い込む金銭、その他新株予約権の発行に必要な事項等）を決定するものとする。

## 6. 金銭報酬の額または業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会にて決定するものとする。

## 口. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数 (名)
			基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)		153 (14)	109 (14)	44 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)		18 (18)	18 (18)	— (-)	2 (2)
合計 (うち社外役員)		172 (33)	128 (33)	44 (-)	8 (5)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に役員に対する譲渡制限付株式報酬費用として計上した額8百万円及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る株式報酬費用として計上した額2百万円並びに当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額32百万円を含んでおります。なお、非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式及びストック・オプションとして付与した新株予約権であります。
2. 取締役のうち、北原整氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
3. 監査役のうち、波多野日出夫氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
4. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
5. 取締役の報酬は、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めています。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、監査役の報酬は、2009年8月31日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額20百万円以内と定めています。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
6. 当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、本制度の対象となる取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給するものとなります。本制度に基づき対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としております。本制度に係る報酬枠を（注）5. で記載の取締役の報酬枠（年額200百万円以内）の枠内として設定しております。当該株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役の員数は5名であります。
7. 当社は、2024年3月23日開催の第25回定時株主総会において、当社の非業務執行取締役を除く取締役に対し、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内、新株予約権の数の上限を年500個以内とすることを決議しております。また、新株予約権1個あたりの目的である株式数は100株となります。当該株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役の員数は3名であります。
8. 業績連動報酬等に係る指標は営業利益であり、当事業年度における目標値は20億円で達成率は106%でした。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためです。業績連動報酬は、当該指標の目標値及び目標の達成度合いによる変動率を取締役会の決議により予め決定し、当該指標の実績値をもって業績連動報酬の総額を決定しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役齋藤太郎氏は、(株)dofの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役渡辺尚氏は、(株)フリーダムワンの代表取締役社長、(株)CLホールディングスの社外取締役及び(株)クリーク・アンド・リバー社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役茂田井純一氏は、(株)アカウンティング・アシストの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### □. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 齋 藤 太 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を主導しております。
取締役 石 渡 万希子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。
取締役 渡 辺 尚	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。
監査役 野 口 詔 成	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査の豊富な経験と知識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 茂田井 純 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があつたものとみなす書面決議が8回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しては、DOE（注）6%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しては、東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目指して、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当期の剰余金の配当については、1株当たり56円（うち中間配当27円）とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

（注）DOE（自己資本配当率）：年間配当総額 ÷ 自己資本

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,760	流 動 負 債	23,503
現 金 及 び 預 金	14,349	買 掛 金	15,152
売 掛 金	16,970	貰 与 引 当 金	510
有 働 証 券	1,900	役 員 貰 与 引 当 金	32
商 品	135	ポ イ ン ト 引 当 金	415
貯 藏 品	96	未 払 金	1,171
そ の 他	4,416	預 金	3,917
貸 倒 引 当 金	△109	未 払 法 人 税 等	305
固 定 資 産	10,584	そ の 他	1,997
有 形 固 定 資 産	1,666	固 定 負 債	348
建 物	1,299	そ の 他	348
工具、器具及び備品	357	負 債 合 計	23,852
リ 一 ス 資 産	9	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	23,503
無 形 固 定 資 産	1,805	資 本 金	1,614
の れ ん	316	資 本 剰 余 金	12,542
そ の 他	1,488	利 益 剰 余 金	9,347
投 資 そ の 他 の 資 産	7,112	自 己 株 式	△0
投 資 有 働 証 券	5,596	その他の包括利益累計額	674
繰 延 税 金 資 産	64	そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	561
敷 金 及 び 保 証 金	1,436	為 替 換 算 調 整 勘 定	113
そ の 他	45	新 株 予 約 権	11
貸 倒 引 当 金	△31	非 支 配 株 主 持 分	302
資 产 合 計	48,344	純 資 産 合 計	24,492
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	48,344

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金額	
売上原価										24,275	
売上一般管理費										2,396	
売上税金										21,878	
売上外収益										19,738	
受取利息										2,139	
投資差益											
持分法によるもの											
業外費用											
支投そ経常利益										444	
支投そ経常損失										199	
別利証券売却益										2,384	
別利損失											
別利損失										493	
別利損失											
別利損失										378	
金等調整前当期純利益										2,499	
法人税、住民税及び事業税											
法人税等調整										711	
期純利益										1,787	
非支配株主に帰属する当期純利益										99	
親会社株主に帰属する当期純利益										1,688	

# 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,820	流 動 負 債	6,207
現 金 及 び 預 金	7,756	未 払 金	178
有 價 証 券	900	関 係 会 社 未 払 金	60
関 係 会 社 未 収 入 金	911	未 払 費 用	769
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,224	リ 一 ス 債 務	5
そ の 他	1,028	関 係 会 社 短 期 借 入 金	4,358
固 定 資 産	11,846	未 払 法 人 税 等	29
有 形 固 定 資 産	1,618	賞 与 引 当 金	485
建 物	1,262	役 員 賞 与 引 当 金	32
工 具、器 具 及 び 備 品	345	預 り 金	133
リ 一 ス 資 産	9	そ の 他	151
土 地	0	固 定 負 債	3
無 形 固 定 資 産	28	そ の 他	3
ソ フ ト ウ エ ア	27	負 債 合 計	6,211
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	10,200	株 主 資 本	18,859
投 資 有 價 証 券	2,981	資 本 金	1,614
関 係 会 社 株 式	5,711	資 本 剰 余 金	10,430
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	177	資 本 準 備 金	10,430
敷 金	1,381	利 益 剰 余 金	6,814
緑 延 税 金 資 産	64	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,814
そ の 他	15	緑 越 利 益 剰 余 金	6,814
貸 倒 引 当 金	△131	自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	584
		そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	584
資 产 合 计	25,667	新 株 予 約 権	11
		純 資 産 合 計	19,456
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,667

# 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営 業 収 益						
経 営 指 導 料					4,262	
関 係 会 社 受 取 配 当 金					1,136	5,399
営 業 費 用						
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					4,627	4,627
営 業 利 益						771
営 業 外 収 益						
受 取 利 息 及 び 配 当 金					142	
為 替 差 益					57	
投 資 事 業 組 合 運 用 益					31	
貸 倒 引 当 金 戻 入 他					186	
そ の 他					8	426
営 業 外 費 用						
支 払 利 息 損 他					2	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 他					204	
そ の 他					9	216
経 常 利 益						982
特 別 利 益						
投 資 有 価 証 券 売 却 益					458	
新 株 予 約 権 戻 入 益					18	476
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損					48	
投 資 有 価 証 券 評 価 損					45	
関 係 会 社 株 式 評 価 損					274	368
税 引 前 当 期 純 利 益						1,090
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					△407	
法 人 税 等 調 整 額					254	△152
当 期 純 利 益						1,242

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新垣 康平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江澤修司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新垣 康平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江澤修司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議システムやチャットツール等の手段を活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社CARTA HOLDINGS 監査役会

常勤監査役 野口 誉成

監査役 茂田井 純一

監査役 波多野 日出夫

(注) 監査役のうち、野口誉成及び茂田井純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
虎ノ門ヒルズ ステーションタワー36階  
当社会議室

## 交通機関 の ご案内

## 東京メトロ日比谷線

## 「虎ノ門ヒルズ駅」 A2出口直結

「虎ノ門駅」  
B2出口より地下通路経由  
徒歩約6分

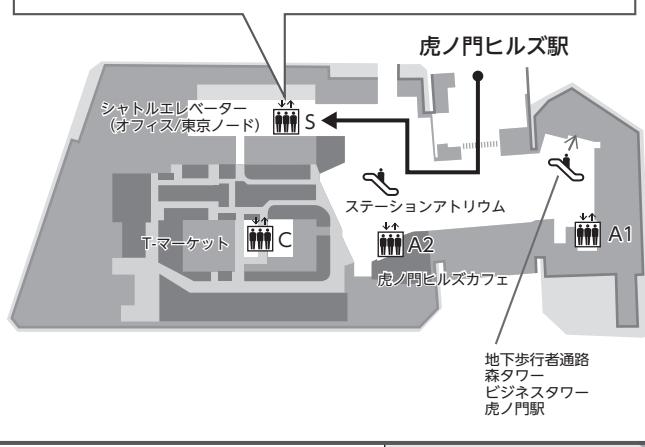


スマートフォン等でQRコードを読み取ると会場までの案内が表示されます。

## 虎ノ門ヒルズ ステーションタワー

B2案内図

虎ノ門ヒルズ駅改札を出ましたらシャトルエレベーターをご利用いただき、7階受付までお越しください。  
7階受付より専用エレベーターで36階株主総会会場フロアまでお越しください。



※駐車場のご用意がございませんので、  
公共の交通機関をご利用くださいま  
すようお願い申し上げます。